

平成17年11月29日
総務省

地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト 使用実態調査について

総務省では、平成17年8月10日付けで「吹付けアスベスト使用施設及び処理状況の調査」を実施し、今般、調査結果を取りまとめた。

1 調査概要

- ・対象団体：全地方公共団体
- ・対象施設：地方公共団体所有の建築物のうち平成8年度以前に竣工（改修工事を含む。）した建築物
- ・対象建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

2 調査結果概要

11月15日までに地方公共団体から報告があった件数。

項目	箇所数（※1）	構成割合
調査対象施設箇所数	418,268	—
調査中の箇所数（※2）	33,530	—
調査結果が判明した箇所数	A 384,738	100.0%
アスベスト未使用の箇所数	B 374,157	97.2%
アスベスト使用の箇所数 C (=D+E+F)	10,581	2.8%
うち、除去済み（※3） D	1,628	0.4%
うち、処理済み（※4） E	2,336	0.6%
うち、未処理 F	6,617	1.7%

（端数を四捨五入しているため、構成割合の合計が一致しない。）

※1 「箇所数」は、複数の建築物で構成している施設であっても全体として1つのまとまりとして機能すると判断できる施設については、1箇所と計上（学校、病院、公営住宅等）。

※2 「調査中の箇所数」は、アスベスト等の疑いがあるため、調査・分析等を行っている箇所数。

※3 「除去済み」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストを全部除去した箇所数。

※4 「処理済み」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストが発散、飛散しないよう防止処理（封じ込め、囲い込み）を講じている箇所数。

3 今後の対応

- ・ アスベスト使用が確認され、未処理のうち、ばく露のおそれのある施設を所有する地方公共団体に対しては、速やかに除去、封じ込め等の必要な対策を講じるよう要請。
- ・ 調査中としている施設を所有する地方公共団体に対しては、引き続き調査の実施を要請するとともに、必要な対策を講じるよう要請。